

SUZUnoWA

MATSUSAKA HOJINKAI



北海道の名付け親 松浦 武四郎

アイヌ民族を尊重した姿勢に、現在も北海道で高い評価を受ける



写真提供：三重県松阪市 松浦武四郎記念館



公益社団法人
松阪法人会

Contents

年頭の御挨拶	2
新春対談	3
納税表彰式	5
全国大会・全国青年の集い	6
情報交換会	7
行ってみようぜい! 税探検隊	9
夏休み親子租税教室	11
税に関する絵はがきコンクール	12
税制改正に関する提言	13
歩け歩け大会	
新入会員紹介	14
税務署だより	15



松阪法人会広報誌

名称 鈴の和

この地は、言わずと知れた本居宣長の地。
その宣長がこよなく愛した鈴。

法人会の会員一人ひとりが、

自分のもっているすばらしいものを

鈴を鳴らすのがごとく発信し、それをまわりの

人々へ伝え、そして、絆を深め、

会の和・三重の和・日本の和・世界の和へと

鳴り響いていくつてくれればとの願いからです。

そして世界中のみんなの手をつなぎ、

平和の輪(和)になることを願って。

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である



松阪市小野江町の「松浦武四郎記念館」には数々の資料が展示され、
武四郎の足跡をたどることができる。

写真提供: 三重県松阪市 松浦武四郎記念館



松浦武四郎についで
昨年は松浦武四郎の生誕200年、北海道命名150年を機に記念行事が数多く開催され、脚光を浴びた松浦武四郎。松阪市(旧志郡須川村)出身で、松尾芭蕉、本居宣長と並んで江戸時代の「三重の三大偉人」に称せられる人物です。幕末の蝦夷地(北海道)を自らの足で六度も探索し、蝦夷通として明治政府の役職に任じられた武四郎が、政府に上げた候補名のひとつが「北加伊道」。「北の大地に住む人の国」という意味で、北海道に先住するアイヌの人たちを尊重する想いが込められた名前でした。松浦武四郎はアイヌ民族の窮状に心を痛め、政府に待遇改善を求めたことでも知られており、北海道の人々から現在も高い評価を受けています。

年頭の御挨拶



名古屋国税局
課税第二部長

岩田 和之

平成31年の年頭に当たり、公益社団法人松阪法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、個人消費は回復傾向にあり、生産活動、住宅建設の増加により緩やかではありますが拡大しております。

さらに、経済以外の面に目を向けましても、平昌五輪では愛知県出身の宇野昌磨選手の銀メダルをはじめ、日本としても冬季五輪史上最多記録を更新する13個のメダルを獲得し、2020年東京夏季五輪への弾みとなりました。

また、静岡県とゆかりのある本庶佑氏が、新しいがん治療薬の開発などに貢献したとして、ノーベル医学・生理学賞を受賞するという大変喜ばしい出来事もありました。

このような中で新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化・ICT化の著しい進展とともに、制度改正が行われるなど、大きく変化しております。

この変化に対して、国税当局といたしましては、ICTやマイナンバーの活用による納税者の皆様の利便性の向上と、税務署の内部事務等の集中処理などの事務運営の最適化を通じて、税務行政のスマート化を目指すことにより、納税者の皆様の信頼の確保に努めるとともに、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると

考えております。

貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けて、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しております。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

また、本年10月1日から社会保障の充実・安定化を図るため、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

国税当局といたしましては、納税者の皆様に制度を理解していただくとともに導入に向けた準備を進めていただき、自ら適正な申告・納税が行えるよう法人会の皆様に説明会の開催等で御協力いただきながら、着実な周知・広報に努めているところです。引き続き、円滑な実施に向けて取り組んでまいりますので、さらなる御協力をよろしくお願いいたします。

重ねてe-Taxやマイナンバーの普及・定着に多大な御尽力をいただいております。厚く御礼申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、公益社団法人松阪法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



新春対談



松阪税務署長	北川 健司
松阪税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官	佐々木 康成
会 長	岩間 弘
広報担当副会長	岡 みどり
広報委員長	中西 玉美
青年部会長	庄司 榮樹
女性部会長	山中 藤枝
青年部会 広報担当副部会長	安達 正喜
女性部会 広報担当副部会長	森岡 弓子

出席者(敬称略)

■ ■ 年末・年始は、例年どのように過ごされますか？

署長 年末には、普段は仕事の関係で家を離れている息子たちが帰って来ますので、お正月にかけて家族水いらずで過ごします。毎年、元旦に地元の神社に参拝してから、私と妻の実家を訪ねて、おせち料理やお神酒を美味しくいただいています。

■ ■ お正月に関する思い出は？

署長 子供の頃は、年末にお餅つきがあって、新年には親戚一同が集まり、お年玉をもらったり、凧揚げやランプなどで遊んだりイベントが盛り沢山で忙しく過ごしていた記憶があります。また、学生時代には、地元の友人たちと大晦日から元旦にかけて“徹夜マージャン”をやってから初詣に出掛けるのが習慣となっていました。情報通信等が発達した現在より不便な点多かったと思いますが、その分、人も大らかで時間がゆったり流れていたように感じます。

■ ■ 松阪に着任されて半年が過ぎましたが、松阪の印象はいかがでしょう？

署長 7月に松阪税務署長として着任して以来、松阪法人会の皆様をはじめ各方面の関係者の皆様から暖かいご支援をいただいたおかげで、署の舵取りも順調に出来ており、この場をお借りしまして感謝申し上げます。この“松阪”という地に来て感じましたのは、地元の皆様が郷土愛に溢れ、夢やしっかりとした目標をお持ちになってお仕事や公益事業等に熱心に取り組まれているということであり、私もその元気をいただきながら、充実した「松阪ライフ」を送ることができています。

■ ■ 家族、趣味、健康法についてお聞かせください。

署長 家族は、妻と息子が3人います。息子たちは皆独立しており、今は妻と二人暮らしです。

趣味は、フライフィッシングでの溪流釣りです。釣場は滋賀県を中心に、遠くは飛騨地方や東北地方まで足を伸ばすこともあります。東京へ単身赴任した際には、関東一円の名溪を渡り歩きました。また、この松阪市を流れる櫛田川にも数年前に足繁く通った思い出があります。

健康法は特にありませんが、駅と署の間を徒歩で通勤しており、平日は往復5,000歩(約40分)ほど歩いています。

■ ■ 今まで印象に残った仕事は？

署長 4～5年前に、東京国税局の玉川署へ副署長として出向していたのですが、職員層の厚さ(当局の約3倍)に驚くとともに組織文化の違い等に戸惑いながらも、新たな知見や人脈を得ることができ、貴重な経験ができたと思っています。また、東京局における富裕層の実態等について実際にこの目で見られたことは、その後の仕事に大いに役立っています。

■ ■ e-Taxの普及促進への取組状況は如何ですか？

署長 松阪法人会におかれましては、e-Tax推進特別委員会を中心に積極的にe-Taxの普及・拡大に取り組んで頂いており、大変感謝しております。

松阪署の法人のe-Tax利用状況について申し上げますと、松阪署管内において提出いただいた法人税申告書及び消費税申告書に占めるe-Taxの利用割合は法人税、消費税ともに平成29年は約90%となっており、名古屋国税局管内でも高い利用割合となっています。これも、松阪法人会の皆様の御理解と御協力の賜物であり、感謝を申し上げます。

これから確定申告期を迎えますが、法人会の皆様におかれましては、御自身の確定申告はもとより、従業員の皆様の申告につきましても、是非、e-Taxを御利用いただくよう御指導、御協力をお願いいたします。

また国税を納付する際のダイレクト納付や納税証明書を取得する際のオンライン請求などについても、今後、更なる利用の促進をお願いいたします。

■ ■ まもなく確定申告期を迎えますが、どのような心構えで臨まれますか？

署長 先ほどもお願いさせていただきましたが、平成30年分の確定申告におきましては、e-Tax等自宅からのICTを利用した申告の一層の推進に努めていきたいと考えています。



松阪税務署では、本年も2月18日(月)から3月15日(金)の平日に、松阪商工会議所内に申告会場を設営しますが、ご承知のとおり、確定申告期は、申告会場に多数の納税者の皆様がお越しになり、大変混雑いたします。

平成31年1月からはマイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方も、税務署等で本人確認をしてIDとパスワードの発行を受けていただければ、e-Taxで申告書を提出することができます。またe-Taxの利用簡便化が図られ、一部の申告についてはスマートフォン専用画面が設けられました。

本年は是非、こういったツールを利用していただきまして、御自宅から確定申告を提出していただくようお願いいたします。

■ ■ 今の仕事を選ばれたきっかけと理由をお聞かせください。

署長 大学4年の就職活動時に、何か専門的な知識が身につく仕事がないか模索していたところ、たまたま国税専門官を募集するパンフレットに目が留まり、採用試験を受けることになりました。

当時と比べて、経済活動の国際化・ICTの進展等、

税務を取り巻く環境等は大きく変化しておりますが、我が国税組織は、こういった時代の流れに適切に対応し適正・公平な課税・徴収の実現に努めてきたという自負もあり、この職場を選んで良かったと思っています。

■ ■ 個人的なものも含め、夢をお願ひできますか？

署長 あと数年でこの職場を去ることになりますが、その際には、時間もたっぷり取れると思いますので、趣味や観光等で興味がありながらこれまで行けなかった場所等を、国内外を問わずゆっくり訪ねてみたいと思います。

■ ■ 今後の法人会に望まれることはどのようなことですか？

署長 松阪法人会の皆様におかれましては、活発な事業活動と組織の拡充強化に努められるとともに、納税意識の向上と社会貢献活動を積極的に進めてこれ、「歩け歩け大会」は、今やこの地域になくはならない催しとなっており、また、青年部会の「行ってみよう税！税探検隊」も大変好評を博している聞いております。女性部会におかれましては「夏休み親子租税教室」や小学校での租税教室への講師派遣、特に去年は三重県法人会連合会女性部会連絡協議会においてすばらしい発表をしていただきました。

こうした活発な活動を目の当たりにして、大変心強く思うとともに、岩間会長をはじめとする役員の皆様の献身的な御尽力に、深く敬意を表する次第です。

今後も、公益社団法人である松阪法人会におかれましては、税の良き理解者として、引き続き、納税道義の啓発活動や地域社会への貢献活動を積極的に展開され、円滑な税務行政の推進になお一層の御理解と御協力を賜るようお願いいたします。





受賞者の喜びの声

松阪税務署長表彰



理事
税制委員長
千原 宏文氏
(株松阪マツダ)

税制委員長の千原でございます。日頃は当委員会の運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。本年10月には消費税率も上がり国民全体が税に対する関心が高まっている時期であります。今回、署長表彰という身に余る誉れを頂き、これからも微力ではございますが税に関する知識の習得と納税道義の高揚に努めてまいります所存でございます。



理事
青年部会長
庄司 榮樹氏
(株庄栄)

この度大変名誉ある松阪税務署長表彰をいただき、身に余る光栄と深く感謝いたします。公益社団法人松阪法人会青年部会の活動を通して、まだまだ若輩者ではございますが、今後とも納税意識の高揚に微力ながらお役に立てるよう精進してまいります。このたびは誠にありがとうございました。



理事
第6支部長
岩出 巧氏
(株日乃出エヤコン)

この度は松阪税務署長表彰をいただき、身に余る光栄と深く感謝致しております。これは会員皆様のご支援の賜物であり、これからも納税意識の高揚に繋がる様々な活動に微力ながら取り組んでまいります。今後とも皆様方のご指導を宜しくお願い致します。ありがとうございました。

松阪税務推進協議会長表彰



理事
広報委員長 中西 玉美氏 (株博栄堂)

この度、松阪税務推進協議会長表彰を頂き、大変光栄に思っております。まだまだ未熟な私が、このような名誉ある表彰を頂きましたのも、皆様方のご指導、ご協力の賜物でございます。これからも、納税意識の高揚に繋がる活動に取り組んでまいりますので、今後とも、どうぞ宜しくお願い致します。



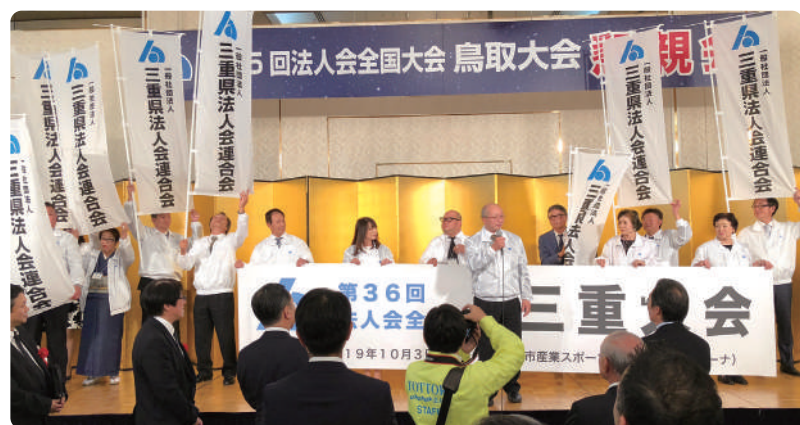
青年部会
副部会長 土井 淳子氏 (株みなとや呉服店)

今回、思いもかけず松阪税務推進協議会長表彰をいただき、とても光栄に思っております。ひとえに青年部会の皆様と楽しく活動をさせていただいたお陰と感謝の気持ちで一杯です。この度の受賞に恥じぬように、これからも法人会活動に取り組んで参りたいと思いますので、今後ともご指導をよろしくお願い申し上げます。

全法連主催による第35回法人会全国大会「鳥取大会」が税制改正要望大会を兼ね10月11日(木)、鳥取県鳥取市(とりぎん文化会館)で開催され、今年10月に三重県での全国大会開催を控える当会からは、岩間会長以下15名が参加しました。

第一部では、(株)大山どり代表取締役 島原道範氏により「大山どりの奇跡～35歳、どん底からの挑戦～」と題した記念講演があり、第二部では、税制改正提言の報告、及び青年部会による租税教育活動の報告があり、平成31年度税制改正に関する提言が示されました。

全国大会実行委員のメンバーは前日より鳥取に入り、来る三重大会で担当する物産展を中心に準備状況、当日運営を視察し、三重県のPRをしてきました。



平成31年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。
目標の早期達成に向けて全力を!
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。
社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を!
- 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!
- 中小企業は雇用の担い手。
事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要!

全国各地の租税教育活動を発表 ～2,500名の若手経営者が参加し開催～



11月8日(木)～9日(金)にかけて岐阜県の長良川国際会議場で開催されました「第32回全国青年の集い・岐阜大会」に庄司部長以下6名で参加してきました。

全国から約2500名のメンバーが集結したこの大会、会場は法人会バッジを付けたたくさんの人で賑わい活気に溢れていました。

大会前日には、全国各地で実施している租税教育活動のプレゼンテーションを国税局管内から選抜された12会が行い、大会当日に結果発表・表彰がありました。

各地の法人会青年部会長が参加した部会長サミットでは、「未来を切り開く先駆けとなれ～財政健全化のための健康経営推進～」をテーマに、未来の子供たちのために現役世代として

何ができるか、について熱い議論が交わされました。

紺野美沙子さんの講演会は、青年の集いには珍しく女性講師でしたが、未来を見据えた社会への貢献を目指し活動が続けるという視点は私たちも同じです。優しい語り口で、心に沁み入るお話でした。

また、その後の大懇親会ではメンバー同士親睦を深め、有意義な大会参加となりました。

青年部会 組織支援委員長 (株)ミヤテック 宮崎 正 弥





三重県法人会女性部会連絡協議会 情報交換会

第28回

平成30年10月23日(火) / フレックスホテル

皆様には、いつもご協力を賜りありがとうございます。

第28回三重県法人会女性部会連絡協議会情報交換会では、おかげさまで、自他共に満足と達成感のある発表ができました。一人ひとりの知恵と心遣いが実を結んだ会員230名の増員の力と思っております。また、租税教育活動での子ども達の税の意識確認と発表。老若男女が、地域を思い、人を思う心を、今一度再確認し、我々の進むべき道に確信を得た有意義な時間となりましたことを、会員一同嬉しく思っております。

いくつになっても、「誉めてもらう」ことは、心の大きな栄養となります。この度の開催で、皆様に認めていただいた喜び、そしてたくさんの意見を交換できたことが、これからの我々の大きな活力となりました。今後も、社会における女性活躍時代をリードできる知識と教養、そしてバイタリティーを意識した取り組みを進めることで、少しでも地域社会そして、日本の明るい未来への助力になることができればと考えております。

女性部会長 (有)教學會 山中 藤枝



情報交換会スケジュール

第1部

(公社)松阪法人会女性部会 発表
テーマ「女性活躍時代～企業アスリートとして～」

第2部

講演会
演題「松阪と本居宣長」
講師 吉田悦之氏(本居宣長記念館 館長)

第3部

(公社)松阪法人会女性部会による租税教室について
～小学生によるパネルディスカッション～



ともに 地域の未来を 切り拓く。

中小企業の皆様の
経営課題や悩みをともに考え
事業の成長をサポートいたします。

第三銀行

 三十三フィナンシャルグループ

<https://www.daisanbank.co.jp>

第4回

行ってみようぜい! 税探検隊

平成30年8月20日(月) / 名古屋税関・セントレア

おかげさまで、今年で4回目を迎えた『行ってみようぜい! 税探検隊』昨年に続いて、参加者から好評をいただきました「名古屋税関」と「セントレア」で開催をしました。

昨年は、先着順で参加者を募りましたが、あまりの人気の高さに募集開始後、数十分で定員となってしまう、地域の皆様の税への意識の高さからくるたくさんの応募に、会員一同たいへん心苦しい思いをしました。その経験を活かし、今年は厳正なる抽選会を行うことで、参加者の決定をさせていただきました。



当日は「朝7時からの受付」と早い時間にも関わらず、時間通りの集合に、皆さんの期待する様子を感じることができました。また、出発式には、来賓として、松阪税務署より北川署長、不破課長、佐々木統括官にご臨席賜り、本会からは、岩間会長より参加者の皆さんに激励の言葉をいただきました。

探検に向けての出発宣言は、宮崎副委員長の「行ってみようぜい!」の掛け声と共に、参加者全員でこぶしを挙げて、これから始まる探検に向けてのヤル気をみなぎらせ、出発!!

バス3台で一路セントレアへ。バスの中では租税教育用のDVDを鑑賞してもらい、税金に関する興味はいつそう深いものに。

到着後は、見学の効率を考え、2班に分かれての行動。



名古屋税関や国際線出発ロビーで、税関の仕事を詳しく説明していただき、麻薬探知犬によるデモンストレーションも見学することができました。この座学を通じて、「税関の仕事に就きたいなあ」と思う子どもも出てくるほどのインパクト。将来の選択肢が増えることは、私たちにとっても嬉しいことでした。





そして、今年の新たな試みが「セントレアまるわかりツアー」です。一人ずつ厳しいボディチェックを受けた後、バスに乗って出発です。それもそのはず、普段は入ることのできない滑走路周辺なので、バスがゲートを通る時も厳しい検査がありました。



ドクターヘリや海上保安庁のヘリなどを見たり、滑走路で途中下車して旅客機の離発着を間近で見たりと、日頃できない体験にみんなのワクワクは止まりませんでした。



同乗して下さったセントレアの職員の方からは、空港に関するクイズ等も出していただき、豆知識もしっかり自分のものとしてゲットしました。



お昼はランチビュッフェでお腹も満足。日本だけでなく、国外からも来訪される一般のお客様と、一緒にビュッフェ形式で食事をとる中で、マナーや文化の違いなども肌で感じていただきたいとの思いでした。

親子で参加していただくこの事業は、勉強や見学だけでなく、家族の思い出作りにも一役かっていると自負しております。帰りのバスの中で目にするのできる、親子で目を輝かせて一日の話に花を咲せる光景で、この活動の成功への喜びも一入でした。



青年部会 税知識普及委員会 担当副部会長
(有)教養舎 安達 正喜

私たちは皆様の健康のため「健康お掃除」をお薦めしています。



ダスキン マツザカ
松阪市宝塚町108-3
TEL: 0598-23-3373

ダスキン 伊勢支店
伊勢市小俣町相合463-3
TEL: 0596-29-5844

ダスキン 紀伊長島支店
紀北町東長島368-1
TEL: 0597-47-5558

福祉用具の提供で、快適でこちよい生活をサポートいたします。



ヘルスレント三重南ステーション
松阪市宝塚町108-3マツザカ第2ビル
TEL: 0598-31-2526

ヘルスレント伊勢ステーション
伊勢市上地町1177-2
TEL: 0596-63-6281

ヘルスレント三重中ステーション
津市本町21-5渡辺オフィスビル1F
TEL: 059-253-1717

株式会社マツザカ

松阪市宝塚町108-3
TEL: 0598-23-3373
<http://www.d-matsuzaka.co.jp>



第10回

夏休み親子租税教室

平成30年8月11日(土) / クラギ文化ホール

クラギ文化ホールにて、第10回夏休み親子租税教室を開催しました。

第1部は、「税金クイズ～こんな税知ってますか?～」

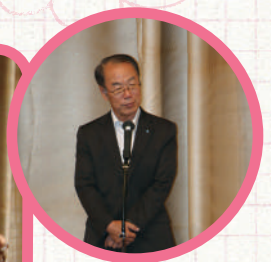
ここでは、松阪の偉人たちと一緒に税について、インタビュー形式で学びました。

第2部では、劇団バクによる「ピノキオ」を上演。そして、絵はがき展示、1億円重量体験コーナーなども設置。

今年は、松阪の歴史文化税金クイズや、ロビーでの消費税8パーセントアンケート等、例年に無い形で来場してくれた子ども達に税金の知識と松阪の歴史文化について興味を持っていただけるよう考えました。

これからも、女性部会は税金の役割や大切さを子ども達に伝え、理解してもらえよう、活動していきたいと思えます。

女性部会 広報・厚生担当委員 (有)林商店 林 絢子





イオン明和ショッピングセンターで「税金展」があり、その中で「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式が行われました。今年も昨年以上の応募があり、その数は592通に上りました。

今年は小学六年生の息子が受賞し、親子で表彰式に参加させていただきました。受賞者の皆さんは一樣に緊張の面持ち。我が子も緊張した様子でしたが「初めての授賞式でとても緊張したけど、立派な賞状がもらえて嬉しかった。沢山の人の前に立つことはあんまりないので、良い経験になった」と喜んでいました。

コンクールに応募し、授賞式に参加させていただいたことで、親子で税金のことを一緒に考え、税金や法人会の活動について話す機会にもなりました。

女性部会 プロジェクトリーダー (株)アクティオ 森谷 和歌子



明和町立斎宮小学校 6年
中村 笑子さん



松阪市立
徳和小学校 6年
大浦地 美月さん



松阪市立
第二小学校 5年
磯貝 悠華さん



松阪市立山室山小学校 6年
大城 心音さん



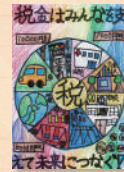
松阪市立徳和小学校 5年
岡野 真奈さん



松阪市立
山室山小学校
6年
高橋 穂さん



松阪市立徳和小学校 6年
塚本 侑那さん



松阪市立徳和小学校 5年
西岡 音瑠さん



松阪市立山室山小学校 6年
樋口 真宙さん



松阪市立
山室山小学校 6年
森谷 虎太郎さん



松阪市健診センター
(公益社団法人 松阪地区医師会)

年に一度は健康診断を受けましょう

松阪市健診センターでは、
巡回バスによる出張健診や当施設内での
各種健診を実施しています。
どなたでもご利用頂けますので、
まずはお気軽にご予約、
お問い合わせの電話をください。

松阪市殿町1550番地
(松阪市民病院 新館内)

松阪市健診センター

予約課

0598-23-7563

半日ドックI、II
脳ドック
労働安全衛生法による定期健康診断、特殊健診
雇入時健康診断
全国健康保険協会 生活習慣病予防健診
特定健康診査・後期高齢者健診
がん検診

巡回バスによる
出張健診

営業課

0598-23-7561

20名様以上で
ご相談させていただきます

臨床検査センター

0598-23-7535

学校検診
食品衛生法に基づく検便検査
病院・診療所の血液検査等

平成31年度 税制改正に関する提言

松阪法人会では、平成31年度税制に向け、公益財団法人全国法人会総連合の決議による「平成31年度税制改正に関する提言」に基づき、松阪市長 竹上真人氏に対し提言活動を行いました。

松阪市議会議長には議会事務局を通じて提言書を提出しました。

また、明和町、多気町、大台町の各町長及び町議会議長宛てに「平成31年度税制改正に関する提言」を提出しました。

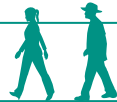
※「平成31年度税制改正に関する提言」は全法連ホームページに掲載されています。



12月5日(水) 松阪市役所にて

事業だより

第22回 歩け歩け大会



平成30年10月28日(日) / 明和町齋宮跡周辺

晴天の秋空の下、第22回歩け歩け大会が明和町齋宮で開催され、地域の皆様をはじめ、松阪法人会会員や、ご家族の方々にご参加頂きました。

岩間会長の挨拶に始まり、松阪市歩こう会の方の号令に合わせて全員で準備体操し、4キロのファミリーコース、8キロのロングコースに分かれて元気にスタート。

平成27年に「祈る皇女齋王のみやこ 齋宮」として文化庁の「日本遺産」に認定された齋宮跡一帯には、至る所に古墳や神社、女王の墓地などがあり、歴史ロマンに思いを馳せながらウォーキングを楽しんでいただくことができました。

晩秋の美しい景色を堪能した後の抽選会も盛り上がり、笑顔の花がそこかしこに咲き乱れた楽しい一日となりました。

女性部会 広報・厚生担当副部会長

(株)サンキョーレンタリース 森岡 弓子



タイヤ



オイル



カー用品

お客様のカーライフをサポートいたします。

オートボックス

桑名・鈴鹿・日永・河芸・津・松阪・伊勢・志摩鶴方



車検



钣金



保険

株式会社 ロータス

〒515-0075 松阪市新町1014
TEL:0598-26-5614 FAX:0598-23-3517

支部名	会員名	代表者	所在地	業種
第3支部	(株)森亀	森 靖治	松阪市南町249-3	建設業
第4支部	(株)パワーコンサルティング	永井 幸吉	松阪市中央町515番地3	不動産取引業
第5支部	イグエル(株)	森川 浩行	松阪市上川町3639番地21	歯科材料卸売業
第5支部	(有)タイセイ建装	野出 正実	松阪市上川町2708番地6	内装仕上工事業
第5支部	ディフェンダー(有)	伊東 耕一	松阪市下村町853-1	塗装工事業
第7支部	(株)三重商事	高木 良和	松阪市大黒田町582番地	贈答品
第8支部	(株)三十三フィナンシャルグループ	渡辺 三憲	松阪市京町510番地	金融持株会社
第9支部	(株)ヤカタサポート	水谷 豊	松阪市外五曲町66番地1	エレベーターメンテナンス仲介業
第10支部	(株)安達金属	安達 徳浩	松阪市射和町1214番地1	製造業
第10支部	日本テクニカルトレーニング(協)	小山 貴志	松阪市射和町118	外国人技能実習生の監理・無料職業紹介
第12支部	うれし野アグリ(株)	辻 保彦	松阪市嬉野新屋庄町565-1	農業
第12支部	(有)玉善	玉野 雅彦	松阪市嬉野黒野町1878番地1	農業
第12支部	松阪木質バイオマス熱利用(協)	辻 保彦	松阪市嬉野新屋庄町1252番地	熱供給業
明和支部	(株)竹の都商事	上田 清	多気郡明和町平尾368番地	竹の粉加工・製造販売業
明和支部	(有)東洋商事	岡本 拓也	多気郡明和町大字斎宮896-1	運送業
多気支部	(福)聖の家	岡山 修大	多気郡多気町津留548-1	児童養護施設
大台支部	(株)大西電気	大西 隆明	多気郡大台町小滝296番地3	電気工事業
大台支部	(同)サイクロス	古守 庸一郎	多気郡大台町藪993番地	飲食・小売業
大台支部	(株)宮川TK	野呂 育子	多気郡大台町熊内628番地	飲食・土産品販売
大台支部	(株)倭	北川 大輔	多気郡大台町菅合666-1	額縁製造・販売業
その他	ドリームテクノ(株)	渡邊 伸太郎	津市高茶屋小森上野町1336番地14	製造加工業

東海・関西に54店舗を展開

農業と園芸、家庭菜園の専門店



農業屋

つくる人と食べる人をつなぐ農産物直売所



日本最大級の種の通販サイト

農業屋.com



クラギ株式会社

〒515-0818 三重県松阪市川井町花田 539
TEL:0598-26-1111(代) FAX:0598-26-1113(代)

<http://www.nogyoya.jp>

消費税軽減税率制度・インボイス制度 説明会の開催について

～軽減税率制度に関するQ&A・軽減税率対策補助金ほか～

担当講師：松阪税務署担当官

年 月 日	会 場	時 間	定 員
平成31年1月25日(金)	松阪商工会議所3F (松阪市若葉町161-2)	10:00～11:20	96名
		14:00～15:20	96名
平成31年4月9日(火)	松阪合同庁舎1F (松阪市高町493-6)	10:00～11:20	72名
		14:00～15:20	72名

午前午後いずれも同じ内容です。(予約不要)

なお会場の収容人数の都合上、入場が制限される場合があります。

【主催・共催】松阪税務署・松阪法人会、松阪間税会、松阪青色申告会、松阪納税貯蓄組合連合会、東海税理士会松阪支部、松阪商工会議所、三重県商工会連合会南部経営支援センター、松阪北部商工会、松阪香肌商工会、多気町商工会、明和町商工会、大台町商工会、松阪市産業支援センターほか

【お問い合わせ先】松阪税務署 法人課税第一部門 TEL 0598-52-3027

消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です!

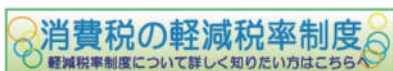


2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応には、事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

- 標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について
- 帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。**
 - レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要になることがあります。**

軽減税率制度に関する情報

国税庁
ホームページ内



をクリック

軽減税率制度の説明会を全国で開催しています。

ぜひご参加ください。

開催日時、
場所については

軽減税率説明会

検索



軽減税率制度に関するお問合せ先

消費税軽減税率電話相談センター
(軽減コールセンター)

【専用ダイヤル】0570-030-456

《受付時間》9:00～17:00(土日祝除く)

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金事務局

【専用ダイヤル】0570-081-222

URL <http://kzt-hojo.jp/>

《受付時間》9:00～17:00(土日祝除く)

インターネットで確定申告ができます!

STEP 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス



STEP 2 申告書を作成



STEP 3 申告書を提出

印刷して郵送等で税務署へ提出

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス(有料)を利用すれば、印刷できます。



e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方

**マイナンバーカードを使って送信
(マイナンバーカード方式)**

用意するものは、次の2つ

①マイナンバーカード ②ICカードリーダライタ

**IDとパスワードで送信
(ID・パスワード方式)(注)**

IDとパスワードは…
平成30年1月以降に税務署等で職員と対面による本人確認を行った後に発行されるものです。

発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

(注)・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

平成30年分所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税等の確定申告会場の開設日程

開設日・開設時間	開設場所
平成31年2月18日(月)～平成31年3月15日(金) 9:00～17:00(16:00受付終了) (土曜日、日曜日除く。)	松阪商工会議所1階大ホール (松阪市若葉町161-2)

※確定申告会場開設期間中は、税務署内では申告相談や申告書の作成指導は行っておりませんので、ご了承ください。(申告書の提出は受け付けています。)

税理士による無料税務相談所の開催日程

市 町	相談会場・相談時間	2/8 金	2/12 火	2/13 水	2/14 木	2/15 金	2/18 月	2/19 火	2/20 水	2/21 木	2/22 金	2/25 月	2/26 火
松阪市	松阪税務署1階会議室(松阪市高町493-6) 9:30～16:00	●	●	●	●	●							
明和町	明和町役場1階研修室(明和町大字馬之上945) 9:30～16:00						●	●					
松阪市	松阪市市民活動センターカリヨンプラザ3階(松阪市日野町788) 10:00～16:30								●	●	●		
多気町	多気町役場2階大会議室(多気町相可1600) 10:00～16:30											●	●

※○印が開設日です。正午から午後1時までは休憩時間とさせていただきます。 ※各会場とも混雑が予想されますのでご承知おきください。

当相談所で相談できる方は、次に該当する方です。

- 前年分の所得金額(青色事業専従者給与額・青色申告特別控除又は事業専従者控除額の控除前)が300万円以下の方
- 消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成28年分)の課税売上が3,000万円以下で、かつ①に該当する方
- 給与所得者及び年金受給者(所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方を除く)

※譲渡所得(土地、建物及び株式等を買取られた方)の申告、山林所得、贈与税の申告をされる方、又は、決算書の作成に時間を要する方は、税務署の確定申告会場(松阪商工会議所)をご利用ください。

当相談所ではe-Tax(電子申告)での申告を行っています。

マイナンバーカード(電子証明書付き)をお持ちの方はご持参ください。また、既に利用者識別番号を取得されている方は、その番号をお持ちください。なお、マイナンバーカードをお持ちでない方も、税理士の代理送信による利用も可能ですので、会場にてご相談ください。

賀年 謹新 2019

新作《老伴》 柘屋泰三 著

みつ最中

新発売!

《黒野》
《楓葉》
ムーブル

《蒲生氏 密巴》

あなたの夢を設計します

設計・監理

一級建築士事務所

株式会社 時田建築企画

〒515-0815 三重県松阪市西町2520番地
TEL 0598-26-0725(代) FAX 0598-26-6880

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

Face to Face

MIE SHINKIN

地域の皆さまとともに
三重信用金庫

松阪市朝日町1区16番地6号 TEL 0598-53-2222(代)

人、生活、自然、明日の地域の夢へ

NISHI 株式会社 西組

<http://www.nishigumi.co.jp/>

【土木部】
本社 / 〒519-2631 多気郡大台町岩井635-1
TEL 0598-78-3211
FAX 0598-78-3213

【建築部】
多気営業所 / 〒519-2181 多気郡多気町大字相可1561-1
テナント大安105号
TEL 0598-31-3301
FAX 0598-31-3422

TSUNAGU
Project by KAODEN

ふたりの家族、二人のふるさとをつなぐウェディング

ご婚礼ご宴会等承っております!

華王殿

〒515-0011 三重県松阪市高町502番地
TEL:0598-51-4122(代表)
<http://www.kaoden.co.jp>

消費税期限内納付推進運動実施中!

消費税の期限内納付を忘れずに。

法人会

消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- ◆ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ◆ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- ◆ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ◆ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

法人会会員のみなさまに 経営者大型総合保障制度

法人会の経営者大型総合保障制度
**広げよう
 企業保障の
 大きな傘を**

生命保険と損害保険の組み合わせにより、万一の場合はもちろん、働けなくなった場合のリスクに備えるための各種制度商品をご用意しています。

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Rタイプ:大同生命の無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険、

総合型V Tタイプ:大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)もしくは無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)とAIG損保のベーシック傷害保険、

Jタイプ:大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)、

Mタイプ:大同生命の無配当総合医療保険(保険料払込中無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は平成30年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社 **DAIDO** 大同生命保険株式会社
 三重支社/
 三重県四日市市安島1-2-27(ジェックSビル7F)
 TEL 059-352-2046

AIG AIG損害保険株式会社
 三重支店/
 三重県津市丸之内養正町4-1(森永三重ビル2F)
 TEL 059-226-3911

F-30-1031(平成30年8月15日)
 B-152257 2017-11

サービス
 開始

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
 (株式会社メディカルノート)が提供します。

ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの
 役員・従業員であれば、
 おひとり様 **月1件のご相談まで**
無料で利用いただけます。



※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

Medical Note



第36回 法人会全国大会 三重大会

2019年10月3日(木)



記念講演・
物産展は
一般の方も
無料で入場
できます

● サオリーナ (津市産業・スポーツセンター) 記念講演・式典

同時開催

物産展 出店募集中

メッセウイング・みえ
問合せ:松阪法人会 TEL 0598-52-1321



「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの
手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!



納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

■ 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコン
やスマートフォンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタ
を準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。

また、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない
方も、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務
署で事前に手続きを行うことで、e-Taxをご利用いただけます。



e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出
又は提示を求められることがあります。

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp